

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の改正（案）について

- 埼玉県では、集中豪雨等の影響による浸水被害対策として、平成18年から県内全域を対象に、雨水流出抑制施設の設置を義務付ける埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例を施行しています。
- 一方、近年の気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域治水の取組を加速化させるため、国土交通省が令和6年3月29日に特定都市河川浸水被害対策法に基づき中川・綾瀬川流域の河川を特定都市河川に指定し、令和7年7月1日から開発行為等により流出雨水量を増加させる行為を行うものは、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられることとなります。
- 特定都市河川流域内においても、本県が従来から取り組む県雨水条例の対策を継続し、流域治水を強力に推進するため、県雨水条例第1条の目的に関する文言整理を行いその違いを明確化する条例改正を行うものであります。

○ 対策の適用範囲



県雨水条例：県内全域
特定都市河川法：中川・綾瀬川流域

○ 対策の対象行為

